# 政　令

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

## 政令第二百三十八号

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第五項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

**第一条**　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百四十九条中第十四号を第十六号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　海上における犯罪の予防及び鎮圧に関すること。

第二百四十九条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。

第二百五十七条中「第五条第二十六号」を「第五条第二十八号」に改める。

（統計法施行令の一部改正）

**第二条**　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第十七号」を「第十九号」に、「同条第二十七号」を「同条第二十九号」に、「第十六号」を「第十八号」に、「同条第三十号」を「同条第三十二号」に改める。

**附　則**

この政令は、海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫
国土交通大臣　羽田雄一郎
内閣総理大臣　野田　佳彦

---

建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

## 政令第二百三十九号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の七第一項、第九十二条及び第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号ただし書中「自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する」を「次に掲げる建築物の」に改め、同号に次のように加える。

イ　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（第三項第一号及び第百三十七条の八において「自動車車庫等部分」という。）

ロ　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（第三項第二号及び第百三十七条の八において「備蓄倉庫部分」という。）

ハ　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（第三項第三号及び第百三十七条の八において「蓄電池設置部分」という。）

ニ　自家発電設備を設ける部分（第三項第四号及び第百三十七条の八において「自家発電設備設置部分」という。）

ホ　貯水槽を設ける部分（第三項第五号及び第百三十七条の八において「貯水槽設置部分」という。）

第二条第三項中「同項に規定する専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積については」を「次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ」に、「の五分の一」を「に当該各号に定める割合を乗じて得た面積」に改め、同項に次の各号を加える。

一　自動車車庫等部分　五分の一

二　備蓄倉庫部分　五十分の一

三　蓄電池設置部分　五十分の一

四　自家発電設備設置部分　百分の一

五　貯水槽設置部分　百分の一

第百三十七条の二第二号イ中「の規定及び」を「及び第百二十九条の二の四の規定並びに」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること。

イ　第三章第八節の規定に適合すること。

ロ　増築又は改築に係る部分が第三章第一節から第七節の二まで及び第百二十九条の二の四の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

ハ　増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

二　増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接し、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること。

イ　増築又は改築に係る部分が第三章及び第百二十九条の二の四の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

ロ　増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

第百三十七条の八各号を次のように改める。

一　増築又は改築に係る部分が増築又は改築後において自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分となること。

二　増築前における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。

三　増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計又は貯水槽設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、第二条第三項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　羽田雄一郎
内閣総理大臣　野田　佳彦

---

港則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦